

(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定
に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)11月15日(金)から

令和6年(2024年)12月16日(月)まで

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、持参又は電子メール

(3) 公表資料

(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に対するご意見の概要と札幌市の考え方

(4) 資料の配布・公表場所

- ・ 札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)、13階(区政課)
- ・ 各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市公式ホームページ

2 意見提出者及び意見の内訳

(1) 意見提出者数及び意見の件数

ア 意見者数

5人、1団体

イ 意見の件数

38件

(2) 提出方法

	送付	FAX	持参	電子 メール	ホーム ページ	合計
個人	1	1	0	1	2	5
団体	0	1	0	0	0	1

項目別意見数

ア 「１ 条例の目的」に関するもの	２件
イ 「２ 用語の定義」に関するもの	３件
ウ 「３ 基本理念」に関するもの	１件
エ 「４ 責務」に関するもの	４件
オ 「５ 犯罪被害者等の支援に関する計画」に関するもの	１件
カ 「６ 相談及び情報の提供等」に関するもの	４件
キ 「７ 経済的負担の軽減」に関するもの	１０件
ク 「８ 民間支援団体への支援」に関するもの	３件
ケ 「３ 基本理念」～「６ 相談及び情報の提供等」に関するもの	１件
コ その他	９件

３ ご意見に基づく当初条例素案からの変更点

なし

４ ご意見の概要と市の考え方

お寄せいただきましたご意見の概要と本市の考え方は以下のとおりです。

※ いただいたご意見は、一部要約、分割して掲載しています。

No	ご意見の概要	市の考え方
「１ 条例の目的」に関するもの		
1	「犯罪被害者等支援条例」は、「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまで、自治体が具体的に「できること、やらなければならないこと」を定め、支援・援助に特化した被害者等の「被害から回復する権利」を保障するものであり、その目的は「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」ではない。 また、資料４ページ「３ 支援条例制定に当たっての基本的な考え方」の主語は「市民や事業者」であるから、条例素案の「１ 条例の目的」の主語も市民・事業者と解され	本条例素案では、「１ 条例の目的」において、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図ること」と「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としております。そして、その目的の達成のため、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることとしております。 また、資料４ページ「３ 支援条例制定に当たっての基本的な考え方」の記載における主体及び本条例素案の「１ 条例の目的」の規定における主語、主体は札幌市です。

	るが、これでは特化条例として逸脱している。	
2	本条例では、明確に「犯罪等による犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする」と示し、被害者等にとって「拠り所」となり、使い勝手が良くなければならない。このままでは「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の補完になってしまう。	本条例素案では、「1 条例の目的」において、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図ること」と「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としており、「犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ること」もこれらの目的に含まれるものと考えております。
「2 用語の定義」に関するもの		
3	札幌市が令和2年に制定した「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」に、「刑法39条不起訴事案対象者も含む」旨明記されたことは極めて重要である。そこで、今般の条例制定に当たり「被害者等」の定義の付則として、「但し書き」においてその旨を明文化することを要望する。	条例素案の「2 用語の定義」の「犯罪被害者等」の定義によると、犯罪加害者が刑法第39条第1項の「心神喪失者」又は同条第2項の「心神耗弱者」であったか否かは影響せず、これらの者が犯罪加害者である場合であっても、本条例素案における支援施策の対象となります。 なお、「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」では、支援金の支給対象とするか否かの設定にあたり、刑法第7章に規定されるもののうち、支援金の支給対象とするものとそうでないものを明らかにする趣旨で、本要綱上の「犯罪行為」に含む行為とそうでない行為を明記しており、刑法第39条第1項により罰せられない行為については当該「犯罪行為」に含むものとして規定しているものです。
4	条例素案の「2 用語の定義」の「市民等」について、市民に該当する部分（又はの前まで）について、同時にパブリックコメントがなされている「（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」と書きぶりが異なっている。条例によって少しずつ定義が違うことは避けた方がよいのではないか。	条例における用語の定義は、その条例の目的や対象に応じた適切な運用を図るため、条例によって異なる定義をしている場合があります。 本条例素案につきましては、「市民等」として、市内で活動を行う団体を含めていますが、「（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづ

		くり条例」素案では、「事業者」の用語の定義に「団体」を含めています。 本条例素案の「4 責務」の「(2) 市民等及び事業者の責務」において、事業者に特化し、就労及び勤務に関する規定を設けていることから、異なる定義となっております。
5	「二次被害」の定義が不明解過ぎる。「周囲の者」の「周囲」が曖昧でありながら「報道機関」による報道被害だけを明記するのは、誤った理解を増幅させる。 「周囲の者」は「親族・近隣住民・職場や学校関係者等」とすべきだが、それ以前に重要な問題として、最も二次被害を及ぼす（与えている）いわゆる専門家が完全に抜けている。 「警察官・検察官・裁判官・加害者側弁護士」が代表的だが、加えて「医師や看護師等の医療関係者・カウンセラー・相談や支援に当たる者」から受ける二次被害は、把握しにくいだけで、総体で見れば「報道機関等」よりも圧倒的に多い。 また、これら専門家が被害者等の権利行使を不作為にせよ阻害することを「間接的二次被害」と言うが、これも抜けている。 実状を無視した用語の定義は、被害への気づきや内省、注意を遠ざけるだけでなく、条例素案の「3 基本理念」の③の意味合いと説得力も変わるため、被害者等への無理解を助長してしまう。訂正すべきである。	条例素案の「2 用語の定義」の「二次被害」について、「周囲の者」には、ご意見いただいた親族、近隣住民、職場及び学校関係者も含まれるものと考えております。「報道機関」を例示しているのは、これまで札幌市として、犯罪被害者等支援施策に取り組んできた中で、特に誤った報道により強く傷付いたとの犯罪被害者等の声を踏まえたものです。 また、お示しいただいたような、犯罪被害者等と業務上直接関わる方等が主体となって生じる精神的な苦痛等についても、当然二次被害に含まれるものと考えており、犯罪被害者等が、ご意見にあるような、支援を受けたり必要な手続きを行う際などに、対応者から配慮に欠ける言動を受けること等による精神的苦痛から委縮し、必要な援助等の手続きを躊躇するといったことによる権利阻害等についても、当該対応者によって引き起こされる「その他の被害」として二次被害に当たるものと考えております。 以上を踏まえ、本条例素案からの修正は行わないことといたしました。が、頂いたご意見を踏まえ、「二次被害」に関して適切に広報啓発を行う等、理解促進の取組を進めてまいります。

「３ 基本理念」に関するもの

- | | | |
|---|---|---|
| 6 | <p>条例素案の「３ 基本理念」の②の「安心して暮らすことができるよう」という表現について、犯罪種別によって内面の回復を指す「安心」に至る過程は異なる。</p> <p>また、殺人・傷害・性被害等のトラウマが強い被害の場合、被害者等が安心して暮らせるようになることはない。そのため「犯罪被害者等基本法」では「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」となった。</p> <p>つまり、法制度上では、心身の医療的措置を含む経済的支援を柱にすることで、「回復」を、被害者等が社会生活に復帰し、あるいは一連の裁判が終結し、元の日常生活をある程度は取り戻せたと実感できるような「外形的に第三者が認識できる支障がない状態」と考えることで公平性を保ち、各所が責務を遂行すれば実現できる目標とした。</p> <p>また、行政が保障できない内面の回復にまで安直に踏み込めば、かえって被害者等の落胆を招き、あるいは社会の予断と偏見や憐みの情を増幅しかねない。</p> <p>条例素案の「４ 責務」の(2)で「安心を乱すことがないように」ではなく、「生活の平穏を害することがないように」としたのは、そういうことではないのか。「犯罪被害者等基本法」に基づき、条例素案の「２ 基本理念」の②を「平穏」という表現に統一しないと混乱を生じさせる。</p> | <p>本条例素案の「３ 基本理念」の②につきましては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における議論の過程で、「犯罪被害者等基本法」における「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」という規定から「安心して暮らすことができるよう」という規定に変更となり、これを本条例素案とすることとしたものです。</p> <p>同審議会での議論では、犯罪被害者のご遺族である審議会委員から、犯罪被害に遭った者は再び平穏な生活を営むことができるようには絶対にならない、二次被害防止の一步とするため犯罪被害者等基本法の規定とは異なるものとしてほしい、との強い意見があり、当該部分を「安心して暮らすことができるよう」とする規定に変更し、答申がなされました。</p> <p>札幌市としては、本答申の内容を尊重し、本条例素案でもこの規定としております。</p> |
|---|---|---|

「4 責務」に関するもの		
7	事業者に配慮を求める理由として、「被害に係る刑事手続きに適切に関与することができるよう」だけでは問題をカバーできないし、表現も理解しにくい。 例えば、以下のように修正するのが望ましい。 『事業者は、犯罪被害者等が心身の不調による入院、通院を余儀なくされた時、家族の介護、介助にあたらなければならないとなった時、転居を余儀なくされた時、また、警察、検察への捜査協力及び裁判への参加等、被害からの回復過程に於ける諸事情を理解し、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。』	条例素案の「4 責務」の事業者の責務について、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない」と規定することとしているのは、犯罪被害者等基本法第 18 条の規定を踏まえたものです。 ご意見にある犯罪被害者等の就労及び勤務について事業者へ求めるべき具体的な内容につきましては、必要に応じて、札幌市として具体的な施策において事業者に周知する等、取組を推進するにあたって参考にさせていただきます。
8	犯罪被害者にとって被害自体と並んで深刻な問題は、名誉の毀損及びプライバシー侵害を軸とする二次被害である。二次被害の防止に努めることは、市民や事業者にとって必要なことであると考えます。 今回の条例素案では、「3 基本理念」の③で支援に当たって二次被害の防止に留意して行うという方向性が示されている。 ぜひ、市、市民及び事業者の責務として、二次被害が生じないように最大限配慮することも盛り込んでほしい。	札幌市としても、二次被害の発生の防止が犯罪被害者等にとって深刻な問題であると認識していることから、本条例素案の「3 基本理念」の③において、「犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行わなければならない」としております。 そして、条例素案の「4 責務」の「(1) 市の責務」及び「(2) 市民等及び事業者の責務」のいずれにおいても、「本条例の基本理念にのっとり」と定め、この基本理念を責務の内容に盛り込んでおります。
9	条例素案の「4 責務」の「(2) 市民等及び事業者の責務」について、前提として犯罪被害者であるか否かは、個人情報の中でも最も知られたくない情報であり、基本的に市民は誰が犯罪被害者であるかを知ることにはできない。それにも関わらず、理念条例とはいえ、市民等や事業者に一律に責務や努力義務を課すことは適切ではないと思う。 そこで、「犯罪被害者を知り得た場合には」といった一定の条件を付すべきと思う。	条例素案の「4 責務」の「(2) 市民等及び事業者の責務」の項目では、犯罪被害者等に対する直接的な支援のみを定めているのではなく、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性についての理解を深め、十分配慮することや、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力すること等についても責務として定めています。 これらの内容は、市民等及び事業者にとって、必ずしも実際に身近に特定の犯罪被害者等が存在する

		か否かによるものではありません。 一方、直接犯罪被害者等に対する支援を行う際には、当然犯罪被害者等であるか否かを認識することとなりますが、この場合であっても、市民等及び事業者に対し、能動的に把握することを求めるものではありません。 以上のことを踏まえ、当該責務の内容に、「犯罪被害者等を知り得た場合には」等の条件を付しておりません。
10	条例素案の「4 責務」について、役割分担はとても大切だと思った。一方で、縦割りになりすぎて役割外の事柄に対してたらい回しにならないよう、被害者等に「並走してくださる方」が増えると有り難いと思う。担当も、区政課の職員だけではなく、専門知識や研修を受けた職員や、被害者経験者も入ったりできると次の方にバトンが繋がるのではないか。	頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
「5 犯罪被害者等の支援に関する計画」に関するもの		
11	本条例素案では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」と「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）」が前提にあり、条例素案の「5 犯罪被害者等の支援に関する計画」には「市長は、当該計画を策定するに当たっては、（中略）札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かなければならない」とある。 本条例にも意見聴取を盛り込むのであれば、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」ではなく、新たなアドバイザーボードを構成すべきである。 また、本条例素案の資料に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」、「第4次札幌市安全で安心なまちづくり等基本	本条例の制定に伴い、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」について、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」における犯罪被害者等支援に関する計画部分及び「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」の根拠条例は本条例とするための所要の規定整備を行う予定です。 札幌市としては、犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る取組及び犯罪被害者等支援に係る取組は、いずれも安全に安心して暮らせるまちの実現を目的として推進するものであると考えており、引き続き「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」内で各取組を進めていきたいと考えております。

	計画（案）」及び「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」との関係についての説明がないのは不適切である。 具体的には、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の被害者等に関する第 12 条の削除はもとより、第 1 条と第 13 条を改正し、第 4 次基本計画案、犯罪被害者等の支援に関する部分、被害者支援制度、要綱を切り離し、見直した上で、本条例素案に明記すべきである。	
「6 相談及び情報の提供等」に関するもの		
12	現在、道内には危機介入はもとより、犯罪被害者等の複合的な生活再建の相談に対応し、的確で継続する支援を行っている民間団体はない。 仮に、ワンストップ窓口を委託するようなことがあれば、特化条例を制定したとしても形酸化する。アウトリーチ支援が主軸であるべきとの再認識が求められる。 そこで、市の最重要の責務として、「市長は専任の部、若しくは課を組織し、総合的相談窓口は市庁舎内に設置する」と明記すべきである（本来なら「被災者・被害者支援局」が必要）。	札幌市では、「札幌市事務分掌条例」、「札幌市事務分掌規則」、「札幌市係等設置規程」及び「札幌市区事務分掌規則」において、局等の設置及び事務分掌に関することを定めることとしており、個別の規程において、局等の設置に係る規定を設けることとしておりません。 現在、市民文化局地域振興部区政課に犯罪被害にかかる相談窓口を設置しているところですが、頂いたご意見は、今後の犯罪被害にかかる相談窓口の体制の検討に当たり参考にさせていただきます。
13	犯罪被害者等支援について電話での問い合わせ対応の際には、堂々と対応してほしい。	頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
14	支援金・助成金のこと以外に、各種福祉制度の紹介や、福祉制度について相談ができる窓口を紹介する等といった対応をしてほしい。	
15	地方自治体は、被害者支援の総合的窓口を設置するだけで満足せず、積極的に情報提供を行う必要がある。そこで、市は、犯罪被害者が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずる必要がある。	

	具体的には、犯罪被害者の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置し、縦割り行政による犯罪被害者の各部署へのたらい回しを防ぐために各部署の横の連絡調整の手續補助を行い、必要に応じて被害者などを訪問して面談等で相談に応じる体制を構築してほしい。 また、安心・安全であることに加えて、被害を受けた市民が平安に暮らしていくことができるよう、精神的、経済的、社会的な支援につなげられる専門職が必要である。 そこで、窓口には、保健・福祉等の専門職を配置し、関係機関・職種等との円滑な連携を図れるようにしてほしい。 条例素案の「6 相談及び情報の提供等」で総合的窓口の設置を明示しているが、是非上記で指摘した縦割り行政の弊害を防ぐ体制の構築、専門職の配置をしてほしい。	
「7 経済的負担の軽減」に関するもの		
16	条例素案の「7 経済的負担の軽減」について、「給付金の支給」とあるが、既に犯罪被害者給付金制度があり大幅な引き上げがあったところだが、自治体が二重に給付する必要性が不明。もらう方とすれば、多いに越したことはないかもしれないが、どちらも原資は税金である以上、二重に給付しなければならない必要性を盛り込むべきと考える。	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく犯罪被害給付制度と自治体の給付金制度は、それぞれ異なる役割を果たしています。 国の犯罪被害給付制度は、給付額が大きい一方で申請から給付までに時間がかかることがあり、国の給付金に比し金額は少ないものの申請から給付まで迅速に行うことが可能である自治体の給付金制度は、被害直後に犯罪被害者等が直面する経済的負担の軽減に資するため、制度として補完し合う関係にあるといえます。 したがって、双方の制度による給付は、犯罪被害後の状況に応じた異なる制度に基づくものです。 なお、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見

		舞金等の支給制度等の導入が要請されており、国と自治体による多面的な支援が行われることが求められています。
17	自治体として被害者支援のトップランナーと言える兵庫県明石市が特化支援条例を施行したのは2011年4月。その後、2014年と2018年に改正施行している。そこには当時、全国初として＜損害賠償金の立替制度・損害賠償請求権の消滅時効を中断させるための再提訴費用の補助等＞が盛り込まれた。明石市の条例の内容と社会と犯罪動向の変化を見れば、明石市の現行の条例が施策の最低ラインでなければならない、そこからの進化・拡充が示されて然るべきである。	本条例素案では、「7 経済的負担の軽減」の項目において、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減について定めることとしております。具体的な支援としては、これまでも「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」に基づく給付制度により行っているところですが、頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
18	犯罪被害者等支援金・助成金の申請期限を延ばしてほしい。	頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
19	犯罪被害者等支援金・助成金に関する書類を都度郵送することは非常に負担であると思う。	
20	性被害が明らかな場合、電話先で「電話できているなら元気そうだからサービスを使えませんか」等と表面で判断せずに、精神科通院状況を優先して考慮するようにしてほしい。	
21	引越し費用助成、家賃助成は、持ち家で犯罪被害を受けた場合に一時的に市営住宅へ避難できるよう制度を柔軟にしてほしい。	
22	子どもが犯罪被害を受けた場合、フリースクールや校区外学校へ通学するための交通費やその他費用の一部を助成してほしい。	
23	真相究明に要する費用を1年あたり10万円と区切っているが、案件によって弁護士契約の形態が様々であることから、適宜、期間と費用上限について相談の上で柔軟に対応ができるようにしてほしい。	

24	犯罪被害者が加害者に対し、被害回復のための一環として損害賠償請求等を行うことは、被害者の権利であることはいうまでもないことであり、被害から立ち直り、日常生活への復帰のためにも重要な活動となる。 しかし、逃亡や所在不明により、加害者の特定ができていない場合もあり、そういった場合には損害賠償請求等の被害回復のための活動を行うことも困難となる。加害者が特定できたとしても、損害賠償のための民事訴訟を行うためには、様々な費用がかかる。 ただでさえ加害者により多大な被害を被っている犯罪被害者が、被害回復のための活動を行う上で多大な経済的負担を強いられることは、本末転倒な事態であると言わざるを得ず、このような費用を犯罪被害者が全て負担することは酷であり、少なくともその一部を公的な補助で賄う制度が必要とされている。 現在、札幌市で個別的な施策として「真相究明に要した費用助成」として、5年の範囲内において1年当たり最大10万円の助成制度が構築されているが、条例制定を機に、この制度のさらなる拡充を求める。	
25	犯罪被害者は、加害者から満足な賠償を受けることもできず、被害が重ければ重いほど日常生活への復帰が困難になり、経済的に困窮することになる。 そのため、地方自治体が、立替支援金制度を創設し、犯罪被害者が満足な賠償を得られず困窮するといった事態を避ける必要がある。 このような制度は、既に兵庫県明石市で実施されている。また、名古屋市でも、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも	

	関わらず、賠償が受けられない場合に、給付金とは別に最大 150 万円の見舞金を支給することになっている。 札幌市には、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとし、立替支援金を支給するときは、その額の限度において、当該立替支援金の支給を受けた犯罪被害者等が有する加害者に対する損賠償求権について、当該犯罪被害者等から譲渡を受けるとする立替支援制度の創設を行ってほしい。	
「8 民間支援団体への支援」に関するもの		
26	民間支援団体とはどの団体のことを指すのかわからない。	犯罪被害者等の支援を行う民間の団体全般を指しており、特定の団体を想定したものではありません。
27	曖昧に「民間支援団体に必要な支援を行う」として権益を与えるのではなく、例えば、SIB（ソーシャルインパクトボンド）や SNS の活用等を視野に、「民間団体や事業者の機能を活かす制度（手法）の導入を促進する」等の行政主導の発展的な施策を示してもらいたい。	頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
28	犯罪被害者支援を行う民間支援団体は、被害者の被害回復に大きな役割を担う一方、財政的基盤が脆弱であることが多く、支援活動や広報活動を積極的に行えないという面がある。 条例素案の「8 民間支援団体への支援」の項目で、「民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う」とされているが、さらに一步踏み込んで、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、財政的な支援も含む必要とされる支援を行	

	い、また犯罪被害者に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行うとする支援制度を創設してほしい。	
「3 基本理念」～「6 相談及び情報の提供等」に関するもの		
29	条例素案の「3 基本理念」から「6 相談及び情報の提供等」の各項目内に、子どもが被害者である場合に備えて、「学校や教育委員会が必要な支援を行う」という趣旨の文言を付け加えてほしい。 特に、条例素案の「4 責務」に、「被害者が未成年の場合、札幌市教育委員会や私立学校設置者など関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならないものとします。」など、「教育委員会」も被害者を守る責務がある事を記載するようお願いしたい。 理由としては、昨今、小中高生など未成年の子どものいじめが犯罪行為にあたる場合が増えてきているため。特に、被害を受けた子どもが平穏な生活を送るために保護者の力だけでは及ばない部分が多分にあり、学校や教育委員会の力が必要であるが、たらい回しにあい、結果不登校にならざるを得ないため不登校児や自殺をする子どもがいるため。	札幌市としては、子どもが被害者である場合においては、学校や教育委員会を始め、様々な部局が連携し、札幌市役所内の全ての関係部局が一体となって支援を行っていく必要があると認識しており、例えば、犯罪被害者等支援施策を定めている「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の中で、庁内連携を図る旨記載しております。 このような認識の下、条例素案の「6 相談及び情報の提供等」の項目においては、様々な部局が連携していく姿勢を示すために、具体的な部局を特定せず、「関係部局間の連携」という文言を盛り込んだところです。 本条例素案に「学校や教育委員会が必要な支援を行う」という具体的な文言はありませんが、子どもが被害者である場合においては、当然、学校や教育委員会を始め、関係部局が連携及び協力し、必要な支援を行っていきたいと考えております。
その他		
30	本条例（案）については、「犯罪被害者等支援特化条例の制定を求める市民会議」の要請内容と合致しており基本的に賛同する。	本条例素案の目的の実現のため、引き続き犯罪被害者等支援に関する取組を推進してまいります。
31	なぜ犯罪被害者に支援をしなければならないのか納得がいかない。	犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も様々な困難に直面し、苦しい場合があります。 札幌市としては、犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障

		される権利を有するものであり、国や地方公共団体は、それぞれの役割を踏まえ、犯罪被害者等の施策を講じていく責務があると考えております。 また、誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、市民の皆様にも、犯罪被害者等が置かれる状況やその支援の必要性を理解していただき、国や地方公共団体が実施する施策にご協力いただきたいと考えております。
32	なぜこんなに短期間で本条例素案が作成され、パブリックコメントを実施して条例制定をするのか。闇バイトなどの新しい犯罪にも対応できるのかわからない。	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の事務局から、令和6年3月22日の諮問の際に、本条例の規定内容（案）をお示しした後、その内容をより詳細に体系化した項目（案）を令和6年度第1回の審議会にて提示いたしました。当該項目（案）を計3回の審議会にて熟議がなされ、答申をまとめていただきました。 闇バイトに関する犯罪被害も含め、犯罪被害者等に対しては、各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行ったり、必要に応じ「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」での議論を行う等、個別の事例に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。
33	犯罪被害者支援のための審議会のメンバーは誰になるのか、委員は誰なのかわからない。	本条例の制定にあたり、その検討について「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に諮問をいたしました。本審議会は、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」に基づき設置され、その委員は、同条例第13条第3項において、「民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するよ

		う配慮しなければならない」と規定されています。当該規定により選任された委員は、札幌市公式HPにて公開しております。 (https://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/shingikai.html)
34	市が犯罪被害者に給付金を支給することや、支援をすることは必要ない。犯罪を起こさないまちづくりに取り組むべきだ。	犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るため、給付金の支給といった経済的負担の軽減等、犯罪被害者等の支援のための施策は必要であると考えております。 犯罪被害者等に対する支援とともに、犯罪を未然に防ぐ取組も重要であると考えており、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」や「札幌市再犯防止推進計画」において、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指してまいります。
35	「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の策定は、本条例制定後なのか否かが不明だが、いずれにせよ本条例素案等で「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」との関係に言及しないのは整合性に欠ける。	現在、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の策定作業を行っておりますが、当該計画は、本条例の制定後の策定を予定しております。 また、No.11で回答いたしましたとおり、本条例の制定に伴い、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」における犯罪被害者等支援に係る規定等について、所要の規定整備を行う予定です。
36	本条例素案には、被害者等の実情に向き合って検討した跡が見られない。	本条例制定に当たっては、犯罪被害者のご遺族、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体職員、北海道警察の犯罪被害者支援室職員、札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会の弁護士を始め、学識経験者や有識者等、様々な立場の方に委員として検討いただき、答申をいただいたものです。 札幌市としては、本答申の内容を尊重し、被害者等の実情に最大限寄り添い、条例素案を作成いたしました。

37	犯罪被害者等支援に関するホームページ、要綱を読みやすくしてほしい。現行の支援ページは、全て明朝フォントで記載されており、スマートフォンで読む際に内容が頭に入ってきてにくい。	頂いたご意見につきましては、今後の犯罪被害者等への支援策を実施・検討するに当たり参考にさせていただきます。
38	相談者は、困り果てて勇気を振り絞って電話をかけているので、断る前提や断る理由を探しながら対応をしないでほしい。	